

「女子差別撤廃条約実施状況第9回報告書に盛り込むべき事項」に関する
意見募集の集計結果

提出方法	意見数
ホームページ	179
郵送	11
合計	190

※うち重複3件

条	項目	意見数
1条	女子に対する差別の定義	11
2条	差別を撤廃する政策の追及のための立法等の措置	38
3条	女子の能力開発・向上の確保	5
4条	特別措置	3
5条	偏見及び慣習等の撤廃	14
6条	女子の売買等の禁止	11
7条	政治的及び公的活動における差別の撤廃	8
8条	平等の条件での国際的活動への参加	0
9条	国籍の取得、変更、保持の権利の平等	0
10条	教育の分野における差別の撤廃	26
11条	雇用の分野における差別の撤廃	27
12条	保健の分野における差別の撤廃	4
13条	他の経済的及び社会的分野における差別の撤廃	1
14条	農村の女子に対する差別の撤廃	5
15条	法律の前の平等	0
16条	婚姻及び家族関係に係る差別の撤廃	34
	合計	187

「女子差別撤廃条約実施状況第9回報告書」に盛り込むべき事項について、意見公募で寄せられた主な意見

パラ	最終見解(2016年3月)の内容	各府省における取組状況	意見公募で寄せられた主な意見
7	<p>委員会は、本条約の十分な履行を確保する上で立法権の果たす重要な役割を強調する(2010年の第45会期において採択された委員会と国会議員との関係に関する委員会声明を参照)。委員会は、国会に対し、その権能に従い、本条約に基づいて、今後次回報告時期までの間、今回の最終見解の実施について必要な措置を講じるよう勧める。</p>	<p>○ 我が国の第7・8回報告に対する女子差別撤廃委員会の最終見解については、衆参両院事務局に対して情報共有を実施した。</p>	
9 (a)	<p>本条約の規定を国内法に十分に取り入れること</p>	<p>○ 我が国の憲法第98条第2項は、「日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする」と規定しており、我が国が締結し、公布された条約等は国内法としての効力を持つ。我が国の憲法には、我が国が締結した条約と法律との関係についての明文規定はないが、条約と法律が抵触する場合には、条約が法律に優位するものと考えられている。</p>	<p>○ 女性が生活のあらゆる領域において直接および間接の差別から保護されるようにするため、国内法に本条約第1条に則った女性に対する差別の包括的な定義を取り入れるための準備と実行予定時期を盛り込むこと ○ あらゆる差別を禁止する包括的な平等保護法の制定</p>
9 (b)	<p>締約国の政府職員、国会議員、法律専門家、法執行官及び地域社会のリーダーを含めた関係者に対して、本条約及び委員会の一般勧告並びに女性の人権についての意識を啓発するため、既存のプログラムを強化すること</p>	<p>○ 我が国の第7・8回報告に対する女子差別撤廃委員会の最終見解については、衆参両院事務局に対して情報共有を実施した。 ○ 裁判官の研修を担当する司法研修所では、毎年、任官時を含めて、新しい職務又はポストに就いた裁判官に対して実施する各種研修等の中で、DV、セクシュアル・ハラスメント、女子差別撤廃条約等のジェンダー問題への裁判官の意識を高めるために、国際人権問題を専門とする大学院教授、人権擁護に携わっている機関の職員(国際機関の職員を含む。)、最高裁事務局課長等を講師として招き、性別に配慮した各種講演を実施しているところ、今後も、このような取組に努めていくものと承知している。 ○ 検察官に対しては、経験年数等に応じて行われる各種研修において、「国際人権関係条約」、「児童及び女性に対する配慮と検察の実務」などをテーマとした講義を実施し、その中で本条約の内容を周知している。また、日常の業務の中でも、上司が個別事件の捜査・公判を通じて、個々の検察官に対し指導を行っている。 ○ 弁護士に対しては、日本弁護士連合会において、国際人権法、DV、セクシュアル・ハラスメント等をテーマとした研修の実施、本条約に関するシンポジウムの開催やブックレットの公表等を通じて、本条約の内容の周知や女性の人権についての意識啓発を行っているものと承知している。</p>	
9 (c)	<p>選択議定書の批准を検討するとともに、選択議定書の下での委員会の法体系について法律専門家及び法執行官に対する研修を行うこと</p>	<p>○ 個人通報制度については、条約の実施の効果的な担保を図るとの趣旨から注目すべき制度であると考えられる。女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の選択議定書については、第4次男女共同参画基本計画においても「女子差別撤廃条約の選択議定書については、早期締結について真剣に検討を進める」としている。(外務省) ○ 同制度の受入れに当たっては、我が国の司法制度や立法政策との関連での問題の有無や同制度を受け入れる場合の実施体制等の検討課題があると認識しており、同制度の受入れの是非については、現在、各方面から寄せられている意見も踏まえつつ、真剣に検討を進めているところである。 ○ 政府としては、これまで19回にわたり個人通報制度関係省庁研究会を開催するとともに、諸外国における個人通報制度の導入前の準備や運用の実態等について調査等を行っている。 ○ 検討結果については、現在、政府部内において引き続き検討を行っているところであるため、明らかにできる段階ではない。 ○ 今後とも、各方面から寄せられている意見も踏まえつつ、引き続き検討を進めてまいりたい。</p>	<p>○ 選択議定書の批准に向けた行程表を示すこと。第4次男女共同参画基本計画で「選択議定書の早期締結について真剣に検討を進める」としているにもかかわらず進展がないことの理由。個人通報制度に関する外務省等の研究会の開催回数、検討内容、結論を記述し、批准が進捗しない理由があれば明記すること</p>
9 (d)	<p>今回の委員会の最終見解の実施について、明確な目標と指標を用いた国内行動計画の採択を検討すること</p>	<p>○ 最終見解への対応を含め、総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱として、第4次男女共同参画基本計画が2015年12月に策定されており、同計画においては、施策の基本的方向や具体的な取組及び成果目標が示されている。</p>	<p>○ 条約にもとづく差別撤廃義務、特に第7・8次報告に対する委員会からの総括所見の内容の実施に向けた、明確な目標と指標及びタイムスケジュールにもとづく行動計画を明記すること。</p>

「女子差別撤廃条約実施状況第9回報告書」に盛り込むべき事項について、意見公募で寄せられた主な意見

パラ	最終見解(2016年3月)の内容	各府省における取組状況	意見公募で寄せられた主な意見
11	<p>委員会は、前回の勧告(GEDAW/C/JPN/CO/6、パラ22)を改めて表明するとともに、活動の全ての分野において女性が直接・間接双方の差別から保護されることを保証するという観点から、本条約第1条に従い女性に対する差別的包括的な定義を国内法に早急に取り入れることを締約国に要請する</p>	<p>○ 日本国憲法第14条においては、すべて国民は法の下に平等であって、性別により差別されない旨が規定されている。 ○ その上で、男女共同参画社会基本法においては、同法第三条において「男女共同参画社会の形成は(中略)男女が性別による差別的取扱いを受けないこと(中略)を旨として行わなければならない。」とあり、差別の意図の有無に関わらず、その行為の受け手に着目し、「差別的取扱いを受けない」ことが必要であることが定められている。 ○ 雇用の分野における間接差別の禁止については、男女雇用機会均等法で規定されており、間接差別の一般的な定義については、法の下で制定されたガイドライン(「労働者に対する性別を理由とする差別的禁止等に関する規定に定める事項に関し、事業主が適切に対処するための指針」)の中で示している。</p>	9(a)を参照
13	<p>(a) ※中間FU事項 民法を改正し、女性の婚姻適齢を男性と同じ18歳に引き上げること</p>	<p>○ 2018年6月、民法の成年年齢を18歳に引き下げるとともに、婚姻開始年齢を男女とも18歳とすること等を内容とする民法の一部を改正する法律が成立した(2022年より施行)。</p>	<p>○ 民法においては婚姻適齢を18歳から統一する事としたが、この施行は2017年中にも行っておくべきであった。日本国民としては早急にこの施行を早める法改正を行うべきと考える。</p>
13	<p>(a) ※中間FU事項 女性が婚姻前の姓を保持できるよう夫婦の氏の選択に関する法規定を改正すること</p>	<p>○ 選択的夫婦別氏制度の導入については、第4次男女共同参画基本計画及び「女性活躍加速のための重点方針2018」において引き続き検討を進めることとされており、法務省においては、ウェブサイトでの情報提供等を通じて、この問題について国民の議論が深まるよう努めている。なお、現行の夫婦同氏の規定(民法第750条)は、夫婦がいずれの氏を称するかを当事者間の協議に委ねており、性別に基づく法的な差別的取扱いを定めているものではない。 ○ 社会における活動や個人の生き方が多様化する中で、女性が不便さを感じ、働く意欲が阻害されることのないよう、婚姻前の旧姓の通称としての使用の拡大に取り組んでいる。</p>	<p>○ 婚姻時、夫婦別氏ができない事による、夫婦の片方(現状ほとんどが女性)にキャリアや名義変更などの不利及び差別がある。また、いわゆる妻氏婚をした場合でも、男性側も差別を受けたり、手間がかかったりする。女性が改姓する事がほとんどの現状で妻氏婚を切り出すことも困難。これらの差別の解消を希望する</p>
13	<p>(a) ※中間FU事項 及び女性に対する離婚後の再婚禁止期間を全て廃止すること</p>	<p>○ 女性の再婚禁止期間を6か月から100日に短縮するとともに、再婚禁止期間内でも婚姻することができる場合を明確化すること等を内容とする民法改正法が2016年6月に公布・施行。</p>	<p>○ (1)子の父を確定する、ないし父であることを否定する嫡出否認については、家裁への申立によってDNA鑑定が行われて判断されている。(2)離婚のプロセスにも家庭内別居、文字通りの別居、別居中の交流など多様である為、原則男女とも再婚禁止期間を廃止する。</p>
13	<p>(b) 嫡出でない子の地位に関するすべての差別的規定を撤廃し、子とその母親が社会的な烙印と差別を受けないよう法による保護を確保すること</p>	<p>○ 2013年12月、嫡出でない子の相続分を嫡出子の相続分の2分の1とする民法の規定を削除し、嫡出子と嫡出でない子の相続分を同等とする民法の一部を改正する法律が成立し、同月から施行されている。</p>	嫡出子(1件)

「女子差別撤廃条約実施状況第9回報告書」に盛り込むべき事項について、意見公募で寄せられた主な意見

パラ	最終見解(2016年3月)の内容	各府省における取組状況	意見公募で寄せられた主な意見
13 (c)	<p>締約国の主要義務に関する一般勧告第28号(2010年)に従って、様々なマイノリティ・グループの女性に対する、複合的/交差的な形態の差別を包括的に禁止する法律を制定し、この女性達をハラスメントと暴力から保護すること</p>	<p>○ 第4次男女共同参画基本計画においては「被害者が子供、高齢者、障害者、外国人等である場合は、その背景事情に十分に配慮し、これらの被害者の支援に当たっては暴力の形態や被害者の属性等に応じてきめ細かく対応する視点が不可欠」とされており、こういった視点を踏まえ、女性に対する暴力を根絶するため、暴力を生まないための予防教育を始めとした暴力を容認しない社会環境の整備等、暴力の根絶のための基盤づくりの強化を図るとともに、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(2001年法律第31号。以下「配暴法」という。)を始めとする関係法令の近年の改正内容等の周知徹底及び厳正な執行に努め、配偶者等からの暴力、性犯罪、ストーカー行為等の形態に応じた幅広い取組を総合的に推進している。</p> <p>○ 配暴法においては、外国人被害者もその対象としている。支援情報を8か国語でホームページに掲載するほか、外国人被害者向け資料を配布するなどしている。被害者が外国人の場合の対応について手引に掲載し、研修でも取り上げるなど、適切に対応できるよう対策を講じている。</p> <p>○ 2017年1月に育児・介護休業法を改正し、妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする上司・同僚による就業環境を害する行為を防止するため、雇用管理上必要な措置を講ずることを事業主に義務づけている。</p>	
15	<p>委員会は、締約国がパリ原則(1993年12月20日付国連総会決議48/134)に準じ、女性の人権と男女平等についての権能を有する独立の国内人権機構を明確な期限を定めて設置するよう前回の勧告(CEDAW/C/JPN/CO/6、パラ24)を改めて表明する</p>	<p>○ 人権救済制度の在り方については、これまでなされてきた議論の状況をも踏まえ、検討を行っている。(法務省)</p> <p>○ 日本全国311か所の法務局・地方法務局及びその支局において、法務局職員及び全国約1万4千人の人権擁護委員の体制で、あらゆる人からの人権に関する相談に応じている。また、人権侵害の疑いのある事案を認知した場合、速やかに調査し、相手方に反省を促す説示を行うなど、事案に応じた適切な措置を講じている。(法務省)</p>	<p>○ 男女共同参画会議の下に、その実施のための恒常的な「女性差別撤廃条約履行専門調査会」を設置して監視することを明記すべきである。</p> <p>○ 国の男女差別撤廃委員会の設置を求めます。</p>
17	<p>委員会は、ジェンダー主流化やジェンダー予算を含む取組を効果的に行うことができるよう様々な部門の役割を明確にすることにより、締約国が女性の地位向上のための国内本部機構を引き続き強化していくことを勧告する</p>	<p>○ 女性活躍、男女共同参画社会の実現を内閣の重要政策と位置付け、内閣総理大臣の企画立案・総合調整機能を強化かつ迅速に行うため、内閣総理大臣を助ける男女共同参画担当大臣が内閣府に、2012年からは女性活躍を更に推進するため、内閣に担当大臣が置かれている。また、法令等に基づき男女共同参画会議、男女共同参画局、男女共同参画推進連携会議等が置かれ、それぞれの役割も明確に定めている。</p> <p>○ 先進国を含む全ての国が取り組む世界共通の目標である持続可能な開発目標：SDGsの達成に向け、日本政府において策定している実施指針においては、「国際社会における普遍的価値としての人権の尊重と、ジェンダー平等の実現及びジェンダーの視点の主流化は、分野横断的な価値としてSDGsの全てのゴールの実現に不可欠なものであり、あらゆる取組において常にそれらの視点を確保し施策に反映することが必要」としている。</p> <p>○ 第4次男女共同参画基本計画に基づき、政策の立案から実施までの各プロセスに男女共同参画の視点を取り込み、ジェンダー予算の考え方も考慮しつつ、広範かつ多岐にわたる課題に対応した施策の充実・強化を図っている。また、毎年度、重点的に取り組むべき施策を取りまとめた「女性活躍加速のための重点方針」を策定し、翌年度の予算編成に反映させている。</p>	<p>○ 「政策立案から評価に至るPDCAサイクル」へのジェンダー予算の視点、男女共同参画視点の取入れの内容と手続き、その成果について具体的に説明すること</p>

「女子差別撤廃条約実施状況第9回報告書」に盛り込むべき事項について、意見公募で寄せられた主な意見

パラ	最終見解(2016年3月)の内容	各府省における取組状況	意見公募で寄せられた主な意見
19	<p>委員会は、前回の勧告(GEDAW/C/JPN/CO/6、パラ28)を改めて表明するとともに、暫定的特別措置に関する本条約第4条第1項及び委員会の一般勧告第25号(2004年)に従い、本条約の全ての分野において、特に民族的あるいはその他のマイノリティ及び先住民族の女性並びに障害のある女性の権利を向上させるために、実質的な男女平等の達成を促進するために必要な戦略として、法定のクォータ制などの暫定的特別措置を検討することを締約国に要請する</p>	<p>○ 第4次男女共同参画基本計画においては、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ長期的に講ずるため、施策の基本的方向や具体的な取組及び成果目標が示されている。</p> <p><政治分野></p> <p>○ 2018年5月、政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進するため、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が成立し、同月施行された。</p> <p>○ 政治分野への女性の参画拡大に向け、女性候補者の数値目標の自主的な設定等について、政党等への要請を行っている。また、法的クォータ制度の導入を含む世界各国の女性の議会進出を後押しするための取組や選挙制度等についてまとめられたWomen in Parliament(「議会における女性」、列国議会同盟(Inter-Parliamentary Union; IPU)が作成)を仮訳し、周知している。</p> <p><行政分野></p> <p>○ 「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」(2014年10月17日女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会決定)、各府省等の取組計画等に基づき、女性の国家公務員志望者拡大に資する積極的な広報活動や、女性職員の職域の拡大、研修等を通じたキャリア形成支援と計画的な育成を進めている。</p> <p>○ 女性職員キャリアアップ研修や行政研修(課長補佐級)女性管理職養成コース等の研修を実施している。</p> <p>○ 女性職員キャリアセミナー、育児休業取得者(女性職員)のための職場復帰セミナー等の研修を実施している。</p> <p>○ 自治大学校において「地方公務員女性幹部養成支援プログラム」を実施している。</p> <p><雇用分野></p> <p>○ 女性活躍推進法に基づき、女性の活躍状況の把握・分析、女性の採用・登用や勤続年数の男女差・長時間労働の削減等に関する目標設定、目標達成に向けた取組を内容とする事業主行動計画の策定、女性の活躍状況に関する情報開示(見える化)を進めている。</p> <p>○ 女性の活躍推進に積極的に取り組む男性経営者等によって策定・公表された「輝く女性の活躍を加速する男性リーダーの会」行動宣言の賛同者による取組の促進・情報共有及びネットワーク拡大のため、賛同者ミーティングの開催や広報啓発ツールによる好事例の発信を行っている。</p> <p><科学技術・学術分野></p> <p>○ 研究と出産・育児等のライフイベントとの両立や女性研究者の研究力向上を通じたリーダーの育成を一体的に推進するダイバーシティ実現に向けた大学等の取組を支援する。</p>	<p>○ あらゆる分野及びあらゆるレベルでの指導的地位に占める女性の割合を30パーセントに到達させる目標の実現を図る</p> <p>○ 2020までに意思決定の場に女性を30%とする目標の実現が困難であることの原因を明確にし、実現に向けた具体的な行程を明示すること</p>
21	<p>(a) 伝統的な男女の役割を補強する社会規範を変える取組とともに女性や女兒の人権の促進に積極的な文化的伝統を醸成する取組を強化すること</p>	<p>○ 第4次男女共同参画基本計画においては、「男性中心型労働慣行等の変革等を通じ、仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活その他の社会生活及び家庭生活を送ることができる社会」を目指すべき社会の一つに掲げ、男性中心型労働慣行等を変革し、職場、地域、家庭等あらゆる場面における施策を充実させることとしている。</p> <p>○ 男性の家事・育児等への参画促進を目的に、①男性の家事、中でも料理への参画促進を目的としたキャンペーンの実施、②コミュニケーションツールを活用した夫婦・パートナー間における家事・育児等のシェア促進ワークショップの開催、③官民連携のネットワークを設立し、家事・育児等への参画を支援する商品・サービス等の提供やポジティブな情報発信、民間企業の男性社員が家事・育児等に参画しやすい環境整備の促進、④男性の育児休業等の取得促進等に取り組んでいる。</p> <p>○ 国家公務員の男性職員の育児参画を推進するため、ハンドブック(「イクメンパスポート」)やポスターの作成・配布、研修の実施等による管理職も含めた職員の意識啓発を行うとともに、取得率が伸びている省等の取組について共有を図るなど、男性職員が育児休業等を取得しやすい環境の整備を進めている。</p> <p>○ 学校教育及び社会教育において、男女共同参画の意識を高め、固定的な性別役割分担に捉われない意識が醸成されるよう取組を進めている。</p>	<p>○ 役割分担意識の撤廃については、東京ではかなり理解されてきたが、地方ではなかなか広がらず、地域格差が大きい。とりわけ、男女とも、週35時間労働が守られないと、育児や介護に携わって、家庭責任を分担することができない。たとえば、大学の教員同士とか、公務員など特別な職業の場合は可能のように見受けられるが、超過勤務が月100時間の長時間労働では、男性も女性も過酷な状況に陥っている。政府は、このような状況の実態調査をし、緊急に打開策を講じるべきである。</p>

「女子差別撤廃条約実施状況第9回報告書」に盛り込むべき事項について、意見公募で寄せられた主な意見

パラ	最終見解(2016年3月)の内容	各府省における取組状況	意見公募で寄せられた主な意見
21	(b) 差別的な固定観念を増幅し、女性や女兒に対する性暴力を助長するポルノ、ビデオゲーム、アニメの製造と流通を規制するため、既存の法的措置や監視プログラムを効果的に実施すること	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第4次男女共同参画基本計画の第7分野「9 メディアにおける性・暴力表現への対応」に基づき、法令に基づいた厳正な取締り、業界による自主規制などの流通防止対策等の推進に取り組んでいる。 ○ 警察では、インターネット上に流通する児童ポルノやわいせつ図画等の違法情報・有害情報をサイバーパトロール等を通じて早期に把握し、検挙等の措置を講じている。また、サイト管理者等に対する児童ポルノ画像等の削除要請を行うほか、警察庁では、児童ポルノのブロックングについて関係団体等に情報提供等を行うなど民間の自主的な取組を支援している。 ○ 総務省では、性や暴力に関するインターネット上の有害な情報から青少年を保護するためのフィルタリングに関し、その利用促進及びサービスの多様化に向けた民間の取組を積極的に支援している。 ○ 経済産業省では、インターネット上の違法・有害情報から青少年を保護するためのフィルタリングに関し、インターネット接続機器の製造事業者等の取組を支援するとともに、フィルタリングの普及啓発活動も行っている。 	
21	(c) 差別的な固定観念を解消するため、教科書と教材を見直すこと	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教科書は法令等に基づき検定を行っており、差別的な固定観念に基づいて作成された教科書はないものと考えている。教材については「法令等の趣旨に従っていること」などの留意点を示し、校長や設置者が教材について適切な取扱いを行うよう指導を行っており、仮に教材の使用が不適切な場合には、設置者等が適正に対応することとなると考えている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教科書検定に合格し、来春から使用の中学校「特別の教科 道徳」教科書には性別役割分業を固定化し、家事や介護のために昇進をあきらめるのが美化されていたり、妻、母、祖母が家事・育児を担当するのが当然の前提となっている教材が多く散見する。 ○ 中学、高校の「家庭科」教科書では、多様な家族・家庭を無視した、一方的な固定的役割分担意識に基づく見方や、妊娠・出産・避妊などへの偏った内容が、ジェンダー平等をゆがめ、差別撤廃条約違反になること。
21	(d) ※中間FU事項 アイヌの女性、同和地区の女性、在日韓国・朝鮮人の女性などの民族的及びその他のマイノリティ女性や移民女性に対する攻撃を含む、民族的優越性又は憎悪を主張する性差別的な発言や宣伝を禁止し、制裁を課す法整備を行うこと	<ul style="list-style-type: none"> ○ アイヌの人々の民族としての誇りが尊重され、地位の向上が図られる社会の実現を目指し、アイヌ文化の振興やアイヌの伝統等の知識の普及・啓発、アイヌの人々の生活の向上を図るための施策を総合的に推進している。 ○ 2016年12月に「部落差別の解消の推進に関する法律」が成立し施行された。同法は、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的としている。法務省では、従来から、同和問題(部落差別)の解決を図るため、各種啓発活動、人権相談及び人権侵害事件の調査・処理を通じた被害の救済及び予防に取り組んできた。同法の施行後は、同法の趣旨を踏まえ、引き続きこれらの活動を実施するほか、同法の周知及び相談体制の充実を図っている。 ○ 特定の民族や国籍の人々を排斥する不当な差別的言動がいわゆるヘイトスピーチであるとして、社会的に関心を集めている状況にあること等を踏まえ、2016年6月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が施行された。同法は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、更なる人権教育と人権啓発などを通じて、国民に周知を図り、その理解と協力を得つつ、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進すべく制定されたもので、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組について、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに基本的施策を定め、これを推進することを目的としている。法務省では、特定の民族や国籍の人々を排斥する不当な差別的言動があってはならないものであることについての啓発活動や、このような言動の被害に関する相談体制の整備、外国語人権相談の利便性の向上等に取り組んでいる。また、検察当局においては、同法の施行の前後を問わず、名誉毀損罪や侮辱罪に当たるような行為について、証拠に基づいて適正に対処してきている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ ヘイトスピーチ禁止法の制定 ○ 女性やセクシュアル・マイノリティを標的とする「言葉の暴力」=ヘイトスピーチを規制するためにとった措置およびさらなる対応の予定

「女子差別撤廃条約実施状況第9回報告書」に盛り込むべき事項について、意見公募で寄せられた主な意見

パラ	最終見解(2016年3月)の内容	各府省における取組状況	意見公募で寄せられた主な意見
21	(e) ※中間FU事項 差別的な固定観念及びアライの女性、同和地区の女性、在日韓国・朝鮮人の女性や移民女性に対する偏見を解消するために取られた措置の効果について独立した専門機関を通じて定期的に監視及び評価すること	○ 内閣府においては、男女共同参画社会基本法や第4次男女共同参画基本計画を踏まえ、男女共同参画社会の形成を阻害する要因による人権侵害の被害者の救済に関する体制等について調査を行い、男女共同参画会議に報告し、調査結果を公表しているほか、男女共同参画白書の中でも女性に対する人権問題に関する施策の実施状況について言及している。 ○ 様々な女性に対する差別の問題について、法務省の人権擁護機関は、人権相談において適切な助言をしたり、適切な機関を紹介したりするほか、人権侵害の疑いがある場合は調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じている。また、人権擁護機関が実施する啓発活動については、その効果を検証しつつ、効果的かつ効率的な実施に努めている。	
23	(a) 刑法の改正に当たっては、配偶者等からの暴力や個別の犯罪としての近親姦を含む女性に対する暴力に包括的に対処することを確保するため、本条約及び委員会の一般勧告第19号(1992年)並びにその法体系を十分に活用すること	○ 2017年7月13日に刑法の一部を改正する法律が施行され、18歳未満の者に対し、その者を監護する者であることによる影響力があることに乗じてわいせつな行為又は性交等をした場合、暴行・脅迫がなくとも強制わいせつ罪又は強制性交等罪と同様に処罰するという「監護者わいせつ罪」及び「監護者性交等罪」を新設した。(また、配偶者等からの暴力については、現行法上においても暴行罪や傷害罪等の対象となる。)	○ 刑法の性暴力犯罪について暴行・脅迫要件の廃止・緩和など被害者が求める改正を行ない、ワンストップ支援の整備・拡充を急ぐこと ○ 110年ぶりに刑法が改定されたが、以下の課題は未解決のままである。
23	(b) 強姦の定義を拡張するとともに、性犯罪の職権による起訴を確保するための刑法の改正を促進すること	○ 2017年7月13日に刑法の一部を改正する法律が施行され、強姦罪の対象となる行為を性交、肛門性交又は口腔性交に改め、被害者の性別を問わないこととし、その罪名を「強制性交等罪」としたほか、強制性交等罪等の性犯罪について、被害者の告訴なく起訴し得ることとした。	(1)暴行脅迫要件の改正、(2)性交同意可能年齢(13歳)の引き上げ、(3)子どもの性被害の公訴時効の撤廃または停止について、(4)監護者性交等罪、監護者わいせつ罪の範囲拡大(教師と生徒、スポーツ指導者と選手、職場の上司と部下、雇用者と被雇用者、破綻夫婦間の被害)
23	(c) 配偶者強姦を明示的に犯罪化するとともに法定強姦の法定刑の下限を引き上げるため、刑法を改正すること	○ 2017年7月13日に刑法の一部を改正する法律が施行され、強制性交等罪(改正前の強姦罪)について、法定刑の下限を懲役3年から5年に引き上げた。また、配偶者間の強姦は、強制性交等罪(改正前の強姦罪)が成立し得る。	○ 2017年刑法改正に伴う付帯決議の履行状況 ○ 刑法性犯罪規定の改正、意に反する性行為の被害にないながら刑事裁判において不起訴とされる事案が圧倒的であることに対する対応として政府が講じている施策や調査
23	(d) 緊急保護命令発令の司法手続を迅速に行うこと	○ 現行法上においても、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判を行うこと、緊急に保護命令を発しなければ被害者の保護ができない場合等は、審尋の期日を経ることなく保護命令を発することができることが明記されている。	
23	(e) 女性や女兒(特に移民女性)に対するあらゆる形態の暴力の被害者に通報を奨励するとともに、暴力の被害者である女性がシェルターを利用でき、また十分な設備も備わっていることを確保すること	○ 女性に対するあらゆる暴力の予防と根絶のための基盤をつくるため、「DV被害者のための相談機関電話番号案内サービス(DV相談ナビ)」、全国統一番号の警察相談専用電話「#9110」番、各都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながる全国共通の短縮ダイヤル番号「#8103(ハートさん)」、また、日本司法支援センター(法テラス)における「犯罪被害者支援ダイヤル」の設置等を行うとともに、被害女性から事情聴取を行うことのできる女性警察官や心理学等に関する知識を有しカウンセリング等を行うことのできる職員等の確保等を進めている。 ○ 性暴力・性犯罪被害の女性については、婦人相談所において、一時保護や、個人々のニーズに応じた支援が可能な民間シェルター等への一時保護委託を行っている。 ○ 配暴法においては、外国人被害者もその対象としている。支援情報を8か国語でホームページに掲載するほか、外国人被害者向け資料を配布するなどしている。被害者が外国人の場合の対応について手引に掲載し、研修でも取り上げるなど、適切に対応できるよう対策を講じている。 ○ 全国の法務局・地方法務局では、専用相談電話「女性の人権ホットライン」を開設し、人権擁護委員や法務局職員が女性の人権問題に関する相談に応じている。また、日本語を自由に話せない外国人からの人権相談については、6か国語に対応した「外国語人権相談ダイヤル」を設置するほか、「外国人のための人権相談所」を全国の法務局・地方法務局で開設し対応している。 ○ 入国管理局では、在留資格取消制度を運用する上で、配偶者からのDVを理由として一時的に避難又は保護を必要としていることから配偶者としての活動を行っていない場合等の「正当な理由」があるときは在留資格の取消しの対象としないこととして、外国人が無用な不利益を被ることのないよう配慮した運用を行っているが、その透明性を図る観点から、「正当な理由」の主な事例を入国管理局のホームページに、日本語、英語、中国語(簡体字・繁体字)、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、タイ語の8か国語で掲載している。 ○ 警察では、ストーカー事案や配偶者からの暴力事案等の被害者等が相談に訪れた際、危険性・切迫性の高い被害者等の安全を確保するため、緊急・一時的に被害者等を避難させる必要がある場合にホテル等の宿泊施設への一時避難にかかる費用について、公費負担を行う措置を講じている。	○ 性暴力被害者のためのワンストップセンターの数の増加と内容の拡充。 ○ 女性に対する暴力が犯罪であり、性を搾取することが尊厳を著しく損なうこと、そのために必要不可欠な適切な性と生殖に関する健康と権利についての系統的な教育が、政治的圧力と無理解によって、学校教育課程において妨害を受けていること ○ 沖縄等米軍基地の周辺的女性に対する暴力の状況と対策、国民世論。 ○ JKビジネス被害、AV出演強要などの実態と必要な対策。 ○ 東日本大震災や熊本地震において、女性や子どもへの暴力がおきている。災害・復興時における女性と子どもへの暴力に留意し、その対応策や、非常時における相談体制の対応などを検討する。 ○ 児童ポルノによる被害を防止するための法律改正の検討状況

「女子差別撤廃条約実施状況第9回報告書」に盛り込むべき事項について、意見公募で寄せられた主な意見

パラ	最終見解(2016年3月)の内容	各府省における取組状況	意見公募で寄せられた主な意見
23 (f)	指導的地位にある職員の研修、女性や女兒に対する全ての暴力事件の十分かつ効果的な捜査、加害者の訴追並びに有罪の場合の適切な処罰を確保すること	<p>○ 警察では、被害者等の生命・身体の安全の確保を最優先に、刑罰法令に抵触する場合には、検挙その他の適切な措置を講じるなどしているほか、女性に対するストーカー事案や配偶者からの暴力事案、性犯罪等の捜査要領等に関する教育を実施している。</p> <p>また、警察では、児童買春等の少年の福祉を害する犯罪の取締りを推進するとともに、その取締りに従事する警察官に対し、事件捜査及び児童の保護に関する研修・教養を実施しており、今後も同様の取組を推進する。</p> <p>○ 検察官に対しては、経験年数等に応じて行われる各種研修において、女性や女兒に対する暴力事件に関する講義を実施している。</p> <p>女性や女兒に対する暴力は、殺人罪、傷害罪、暴行罪、強制性交等罪、強制わいせつ罪等による刑事処罰の対象とされており、事案に応じて適切な処分が行われている。</p>	
23 (g)	あらゆる形態の家族における全ての女性に対し「配偶者暴力防止法」の適用を確保すること	<p>○ 現行の配暴法において、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む配偶者、生活の本拠を共にする交際相手、離婚前に暴力を受け、離婚後も引き続き暴力を受ける元配偶者なども対象としているほか、同性カップルについても除外しておらず、現に保護命令が発出された実績もあるなど、幅広い家族形態に対してすでに適用されている。</p> <p>○ 警察では、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む配偶者、生活の本拠を共にする交際相手等からの暴力について、被害者に対する援助の措置等、配偶者暴力防止法に基づく対応を講じている。</p>	○ 現状では、被害者が逃げきる、という1つの解決策しかない。加害者に対して、暴力の責任を自覚し、被害者支援の一環として加害者更正プログラムの普及が必要。
25	委員会は、締約国が優生保護法に基づき行った女性の強制的な優生手術という形態の過去の侵害の規模について調査を行った上で、加害者を訴追し、有罪の場合は適切な処罰を行うことを勧告する。委員会は、さらに、締約国が強制的な優生手術を受けた全ての被害者に支援の手を差し伸べ、被害者が法的救済を受け、補償とリハビリテーションの措置の提供を受けられるようにするため、具体的な取組を行うことを勧告する	<p>○ 2018年4月、与党旧優生保護法に関するワーキングチームや優生保護法下における強制不妊手術について考える議員連盟からの要請により、旧優生保護法下における不妊手術について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県、保健所設置市、特別区に対して、関連した資料等の保管状況等の調査 ・ 厚生労働省における関連した資料の調査 <p>を実施し、同年9月に調査結果を公表した。</p> <p>○ 同様に、与党旧優生保護法に関するワーキングチーム等の要請により、同年7月には、医療機関・福祉施設や保健所設置市以外の市町村における優生手術に関する個人記録の保有状況の調査を実施し、同年10月に調査結果を公表した。</p> <p>※ なお、同年12月に与党旧優生保護法に関するワーキングチームや優生保護法下における強制不妊手術について考える議員連盟において、「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する立法措置について(基本方針案)」がとりまとめられた。</p>	○ 旧優生保護法下で実施された強制不妊手術について、全国の実態調査の結果、謝罪及び補償についての現状及び今後の計画を示すことを求めます。旧優生保護法の改正後も、本人の真意に基づかない不妊手術が行われていないかどうか、あればその対応、その予防策について示すことを求めます。
27 (a)	人身(特に技能実習制度により採用された女性や女兒)取引と闘うために、定期的な労働調査及びその他の取組を強化すること	<p>○ 依然として重大な国際問題である人身取引に対し、総合的かつ包括的な対策に取り組んでいくため、2014年12月16日、犯罪対策閣僚会議で「人身取引対策行動計画2014」を策定。</p> <p>○ 同行動計画に基づき、人身取引の根絶を目指し、政府一体となって取り組んでいる。</p> <p>○ 技能実習制度については、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」が2017年11月に施行され、監理団体の許可制、技能実習計画の認定制、外国人技能実習機構による相談・申告体制の整備や監理団体・実習実施者への実地検査、送出国との二国間取決め締結などに取り組んでおり、技能実習制度の適正化及び技能実習生の保護が図られるよう制度の適正化に努めている。</p> <p>○ 検察庁では、検察官に対し、経験年数等に応じて実施する各種研修等の機会を通じ、人身取引に関する講義等を実施している。また、全国の検察官が集まる各種会議において、人身取引事犯に対して積極的に対応すべきことを周知し、特に、組織犯罪を担当する検察官の会議においては、全国の検察庁における人身取引事犯の具体的事例・経験を共有するなどしている。</p>	

「女子差別撤廃条約実施状況第9回報告書」に盛り込むべき事項について、意見公募で寄せられた主な意見

パラ	最終見解(2016年3月)の内容	各府省における取組状況	意見公募で寄せられた主な意見
27 (b)	性風俗での役務の提供やポルノ映画の製作を手掛ける組織を対象とした性的搾取を防ぐための監視と査察のプログラムを強化すること	<p>○ 売春防止法では直接買春を処罰する罰則は設けられていないが、需要の抑制にもつながるものとして、売春周旋、売春の場所提供、売春をさせる業等についての処罰規定があり、児童買春・児童ポルノ禁止法には児童買春や児童買春周旋等について処罰規定があることから、引き続き、これらの規定を適用して取締りを徹底するとともに、それらにより得られた利益を剥奪するための措置を講じるなどして、厳正な科刑の実現に努める。</p> <p>○ 日本の刑法第175条は、わいせつな文書、図画、電磁的記録に係る記録媒体その他の物の頒布、公然陳列や有償頒布目的での所持等を処罰している。また、児童ポルノについては、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律が、その製造、提供、公然陳列、所持等を処罰している。流通している出版物やアダルトビデオがこれらの処罰規定の要件を満たす場合など、刑事事件として取り上げるべきものについては、刑事法令を適用して適切に対処している。</p>	
27 (c)	地域内の他の国々との情報交換及び人身取引業者を訴追するための法的手続の整合化を含んだ人身取引を防ぐための二国間、地域間及び国際間の連携を目指した取組を継続すること	<p>○ 「人身取引対策行動計画2014」に基づき、人身取引被害の発生状況の把握・分析及び諸外国政府等との情報交換を行うことを目的として、人身取引対策に関する政府協議調査団を各国に派遣している。</p> <p>○ 警察では、関係国の在京大使館から人身取引事犯に関する情報提供を受け、捜査をしている。また、2004年から毎年1回、人身取引事犯に係るコンタクトポイント会議を開催し、在京大使館、関係省庁、都道府県、NGO、IOM(国際移住機関)等との意見交換・情報交換を実施しているほか、ICPO(国際刑事警察機構)を通じて、人身取引被害者の送出国の捜査機関との間で情報交換を行っている。</p> <p>○ 2018年3月、フィリピンにおいて開催された「人身取引関連事案に関する国際合同捜査・オペレーション向上のためのASEAN+3法執行機関による机上訓練」に検察官を出席させ、人身取引事案の取扱いに関する法的・実務的な課題・解決策等についての相互理解を深めた。</p> <p>○ 2017年7月、国際組織犯罪防止条約を締結したことにより、同条約第18条1に規定する犯罪について、同条約の締結国・地域との間において、相互に外交ルートによることなく、中央当局ルートによる迅速な捜査共助を実施することが可能となっている。</p>	
27 (d)	技能実習制度のもとで予定される見直しの実施について次回定期報告の中で情報を提供すること	<p>○ 技能実習制度については、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」が2017年11月に施行され、監理団体の許可制、技能実習計画の認定制、外国人技能実習機構による相談・申告体制の整備や監理団体・実習実施者への実地検査、送出国との二国間取決めの締結などに取り組んでおり、技能実習制度の適正化及び技能実習生の保護が図られるよう制度の適正化に努めている。</p>	○ 外国人技能実習生の労働実態の報告と改善に向けた取組、その意思を報告すべき
27 (e)	「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人(特に女性及び児童)の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書」を批准すること	<p>○ 2017年6月15日、第193回国会において、人身取引議定書の親条約である国際組織犯罪防止条約の締結に必要な担保法である「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律」が成立し、同年7月11日、同法が施行されたことに伴い、同日、同条約とともに、同議定書を締結した。</p> <p>○ なお、我が国は、2005年の刑法改正で、当時、国内法の罰則で処罰の対象となっていなかった行為について罰則(人身売買罪等)を創設・整備したことにより、人身取引議定書の定義する人身取引に該当する行為は全て犯罪となっている。</p>	

「女子差別撤廃条約実施状況第9回報告書」に盛り込むべき事項について、意見公募で寄せられた主な意見

パラ	最終見解(2016年3月)の内容	各府省における取組状況	意見公募で寄せられた主な意見
29	(a) 締約国の指導者や公職にある者が、「慰安婦」問題に対する責任を過小評価し、被害者を再び傷つけるような発言はやめるよう確保すること	<p>○ 本条約は、我が国が本条約を締結(1985年)する以前に生じた問題に対して遡って適用されず、慰安婦問題は本条約の適用対象外であり、本条約の実施状況の報告において取り上げることは適切でないというのが我が国の基本的な考えである。</p>	<p>○ 「慰安婦」問題は被害者の権利に継続して影響を与えており、女性差別撤廃委員会で扱うべき問題であるという委員会の見解を真摯に受け止め、公式謝罪、損害賠償などの被害者救済措置、歴史教育等、勧告内容への対応を記述すること。</p>
29	(b) 被害者の救済の権利を認め、補償、満足、公的謝罪、リハビリテーションのための措置を含む、十分かつ効果的な救済及び賠償を提供すること		
29	(c) 2015年12月に締約国が韓国と合同で発表した二国間合意の実施に当たっては、被害者・生存者の意向をしかるべく考慮し、被害者の真実、正義、賠償を求める権利を確保すること		
29	(d) 「慰安婦」の問題を教科書に適切に組み込むとともに、歴史的事実を生徒や社会全般に客観的に伝えられるよう確保すること		
29	(e) 被害者・生存者の真実、正義、賠償を求める権利を確保するために行われた協議やその他の措置について、次回の定期報告の中で情報提供すること		
31	(a) 選出及び任命される地位への女性の十分かつ対等な参画を加速させるため、本条約第4条第1項、暫定的特別措置に関する委員会の一般勧告第25号(2004年)並びに政治的及び公的活動における女性に関する同勧告第23号(1997年)に従い、法定クォータ制などの暫定的特別措置をさらに取り入れること	<p>○ 2018年5月、政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進するため、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が成立し、同月施行された。</p> <p>○ 政治分野への女性の参画拡大に向け、女性候補者の数値目標の自主的な設定等について、政党等への要請や、法的クォータ制度の導入を含む世界各国の女性の議会進出を後押しするための取組や選挙制度等についてまとめられたWomen in Parliament(「議会における女性」、列国議会同盟(Inter-Parliamentary Union: IPU)が作成)を仮訳し、周知を行っている。</p> <p>○ 広報活動により女性国家公務員志望者拡大に努めるとともに、採用した女性職員を育成して各々の能力を最大限に引き出せるよう、働きやすい職場環境の整備、働き方改革や女性職員のキャリア形成支援等に取り組んでいる。国家公務員のテレワーク・リモートアクセスの推進を図っている。</p> <p>○ 女性職員キャリアセミナー、育児休業取得者(女性職員)のための職場復帰セミナー等の研修を実施している。</p>	<p>○ 2018年に成立した政治分野における男女共同参画の推進に関する法律(平成30年法律第28号)が適切に実施されるための政府施策の公表</p>

「女子差別撤廃条約実施状況第9回報告書」に盛り込むべき事項について、意見公募で寄せられた主な意見

パラ	最終見解(2016年3月)の内容	各府省における取組状況	意見公募で寄せられた主な意見
31 (b)	<p>議会、政府、地方自治体(首長)や司法、外交、学界を含む全てのレベルにおいて2020年までに指導的地位への女性の参画比率を30パーセントとするという第3次及び第4次男女共同参画基本計画で設定した目標の効果的実施を確保すること</p>	<p>○ 2018年5月、政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進するため、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が成立し、同月施行された。 ○ 政治分野への女性の参画拡大に向け、女性候補者の数値目標の自主的な設定等について、政党等への要請や、法的クォータ制度の導入を含む世界各国の女性の議会進出を後押しするための取組や選挙制度等についてまとめられたWomen in Parliament(「議会における女性」、列国議会同盟(Inter-Parliamentary Union; IPU)が作成)を仮訳し、周知を行っている。また、都道府県や市町村の各分野における女性の参画状況の「見える化」といった取組をおこなっている。 ○ 広報活動により女性国家公務員志望者拡大に努めるとともに、採用した女性職員を育成して各々の能力を最大限に引き出せるよう、働きやすい職場環境の整備、働き方改革や女性職員のキャリア形成支援等に取り組んでいる。 ○ 女性公務員志望者拡大のための広報活動、女性職員キャリアセミナー、育児休業取得者(女性職員)のための職場復帰セミナー、女性活躍・ワークライフバランス推進マネジメントセミナー等の研修を実施。テレワーク・リモートアクセス等の推進要請等。 ○ 女性公務員志望者拡大のための広報活動、女性職員キャリアアップ研修や行政研修(課長補佐級)女性管理職養成コース等の研修を実施。ワーク・ライフ・バランス実現のためのシンポジウムや両立支援ハンドブックの配布等。 ○ 自治大大学校において「地方公務員女性幹部養成支援プログラム」を実施。女性活躍・働き方改革に資する実践的な取組手法を地方公共団体に周知等。</p>	<p>○ 第4次基本計画での<202030>目標値の各分野での達成度が低いことについての詳細な分析と現状打開の方策について明記すること。ゴール・アンド・タイムテーブル方式による取組みの成果が不十分な点を踏まえた、より効果的で強力な措置(各方面でのクォータ制、インセンティブ付与等)の取入れ・実施に向けた戦略等について明記すること。</p>
31 (c)	<p>障害のある女性、アイヌの女性、和地区の女性、在日韓国・朝鮮人の女性などの民族的及びその他のマイノリティ女性が決定権のある地位に参画するよう促進するため、暫定的特別措置を含めた具体的方策をとること</p>	<p>○ 第4次男女共同参画基本計画では、「障害があること、日本で生活する外国人であること、アイヌの人々であること、同和問題等に加え、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合については、人権尊重の観点からの配慮が必要」であり、「男女共同参画の視点に立ち、様々な困難な状況に置かれている女性等が安心してくらす環境整備を進める」としている。 ○ 同計画等に基づき、関係府省において、例えば人権教育・啓発活動の促進や人権侵害の疑いのある事案を認知した場合の調査救済活動の促進、法務局・地方法務局の人権相談所における相談体制の充実等を進めている。</p>	<p>○ マイノリティ女性のグループである、レズビアン・バイセクシュアル女性・トランスジェンダーの人々(LBT)への差別を解消するための、性的指向・性自認に関する差別禁止の法整備の進展状況を記すべきである。 ○ 障害がある女性の政治活動・公的活動・雇用・労働・保健サービスへのアクセスが達成されているかを明らかにし、課題を把握する記述を盛り込むべきである。</p>
33 (a)	<p>進路に関する相談活動を強化し、女子が伝統的に進出していなかった専攻(STEM)を目指すよう奨励するとともに、女子が高等教育を修了する重要性について教員の意識啓発を行うこと</p>	<p>○ 理工系女性の人材育成を支援するため、産官学からなる支援体制づくりを進めるとともに、理工系分野に関する情報提供やロールモデルの提示等、強化している。 ○ 女子中高生への理工系分野への興味・関心を高め、適切に理工系進路を選択することが可能となるよう、産学官が連携して多様なロールモデルを提示するとともに、出前授業やシンポジウム等を行っている。</p>	<p>○ 我が国は、製造業と建設業など、工学を必要とする産業で構成されている。しかしながら、工学を学ぶ女性の割合は低い。一方で、工学を必要とする産業での女性の就業者割合は、工学を学ぶ女性の割合よりも高い。</p>
33 (b)	<p>女性教授の数を増やすとともに、教育部門の上位の管理職や意思決定を行う地位への女性の参画を拡充するため、暫定的特別措置を含む具体的方策をとること</p>	<p>○ 高等教育機関の教授等における女性の登用の30%目標に向けて、各大学における目標設定や、国立大学法人評価等を通じて、男女共同参画の理念を踏まえた自主的な取組を促進している。また、教員等が安心して教育や研究と子育てを両立できるようにするため、高等教育機関における学内保育所の設置等、教員等向けの保育サービス提供の推進を図っている。</p>	
33 (c)	<p>性と生殖に関する健康と権利について学校の教育課程に系統的に組み込めるよう、年齢に応じた教育内容と実施に関する国民の懸念に対処すること</p>	<p>○ 学校における性に関する指導については、学習指導要領に基づき、児童生徒が性に関して正しく理解し、適切に行動を取れるようにすることを目的に実施しており、体育科、保健体育科、特別活動をはじめ、学校教育活動全体を通じて行われている。</p>	<p>○セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツについての教育が、発達段階に応じて児童期から青年期まで学校教育において系統的に行われているかについて、教育分野でも記述する。</p>

「女子差別撤廃条約実施状況第9回報告書」に盛り込むべき事項について、意見公募で寄せられた主な意見

パラ	最終見解(2016年3月)の内容	各府省における取組状況	意見公募で寄せられた主な意見
33 (d)	障害のある女性や女兒、移民女性のほか、アイヌの女性、同和地区の女性、在日韓国・朝鮮人の女性などの民族的及びその他のマイノリティ女性が教育にアクセスするための全ての障害を取り除くこと、及び彼女たちの教育へのアクセス・奨学金について次回の定期報告で情報提供すること	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地方公共団体等が行う外国人の児童生徒等への日本語教育の充実・支援体制の整備に係る取組の支援等を実施している。 ○ 日本学生支援機構の奨学金事業は、教育の機会均等を確保する観点から実施している事業であり、性別を区別することなく広く給付・貸与している。 ○ また、夜間中学が設置されている8都府県においては、義務教育未修者に加えて、外国籍の者などに対して教育の機会が保障されており、政府においてもその設置推進・充実に努めている。 	
33 (e)	教育機関における、いじめや人種差別的な感情の表出(特に在日韓国・朝鮮人の女性や女兒をターゲットにした)を含む女性や女兒に対するあらゆる形態の暴力を防ぎ、処罰し、根絶するための措置を強化すること	<ul style="list-style-type: none"> ○ 女性や子どもの人権問題に関する相談については、全国の法務局・地方法務局に、専用相談電話「女性の人権ホットライン」及び「子どもの人権110番」を開設しており、人権擁護委員や法務局職員が相談に応じている。そのほか、全国の小・中学生に「子どもの人権SOSミニレター」を配布し、子どもからの手紙による相談にも積極的に応じている。また、メールでの人権相談にも応じている。さらに、女性や子どもの人権について、講演会の開催や啓発冊子の配布などの様々な啓発活動を年間を通じて全国各地で行っている。 ○ 女性や女兒に対する暴力は、殺人罪、傷害罪、暴行罪、強制性交等罪、強制わいせつ罪等による刑事処罰の対象とされており、事案に応じて適切な処分が行われている。 ○ 学校教育及び社会教育において、教育に携わる者が男女共同参画の理念を理解するよう、意識啓発等に努めるとともに、男女共同参画に関する教育・学習の充実に努めている。 	
35 (a)	構造的不平等や職務分離を撤廃するとともに、同一価値労働同一賃金の原則を実施することによって性別賃金格差を縮小するため、2015年の「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」、労働基準法及びその他関連法に基づく取組を強化すること	<ul style="list-style-type: none"> ○ 雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保等を内容とする働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律が成立したことを踏まえ、周知に取り組むとともに省令・指針等の作成を進める。 ○ 女性活躍推進法に基づく国、都道府県、市町村の行動計画や、女性の活躍状況に関する情報公表等を一覧化して掲載した「女性活躍推進法『見える化』サイト」(2016年9月開設)の掲載項目等を充実させることにより「見える化」を促進し、国、地方公共団体の取組の推進を図っている。 ○ 女性活躍推進法に基づく指導等によりその履行確保を図るとともに、女性の活躍推進に関する状況等が優良な企業に対しては、女性の活躍を推進している企業として「えるぼし」認定を行っている。また、企業の取組を推進するため、必要な助言及び情報提供を積極的に行っている。 ○ 男女労働者間の格差について企業内での実態把握や取組の必要性の「気づき」を促す「男女間賃金格差解消に向けた労使の取組支援のためのガイドライン」(2010年8月厚生労働省公表)の普及・啓発により、企業の自主的な取組を支援している。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 雇用の場において、コース別雇用管理が事実上の男女別雇用管理になっている状況、その結果、男女賃金格差がある現状を記述すべき。 ○ 賃金格差については、正規男女間のみ賃金格差を報告することにどまらず、雇用管理区分ごとの男女差、正規男性の労働者割合と非正規女性労働者の割合を提示し、正規男性と非正規女性の賃金差を記述すべき。 ○ 第1子出産後の女性労働者の離職状況、介護離職に女性が多い実態を数値で示すこと。 ○ 女性が働き続けられない現状分析(長時間労働、ワンオペ家事育児、マタニティハラスメント・パワーハラスメントの実情、保育制度の不備、税制・社会保険加入問題など)を記述すること。
35 (b)	柔軟な勤務形態の活用を促進するとともに、育児の責務への男性の対等な参画を奨励するため両親共有休暇を導入し、	<ul style="list-style-type: none"> ○ 両立支援等助成金制度を設けるとともに、男性が育児休業や育児目的休暇を取得しやすい職場づくりに取り組み、その取組によって男性に育児休業や育児目的休暇を取得させた事業主に助成金を支給している。 ○ 男性の育児休業取得を促進するイクメンプロジェクトの一環として、「イクメン企業アワード」と「イクボスアワード」を実施している。 ○ 配偶者の出産直後の男性の休暇取得を促すことにより、男性の家事・育児への参画・意識改革を進める「さんきゅうパパプロジェクト」を実施している。 	<p>有期雇用労働者の育児休業・及び育児休業給付金の取得に関する条件を無期雇用労働者と同一とすること。少なくとも「同一の事業主」及び「子の1才6ヶ月に達するまでの継続雇用」という条件はなくすこと。</p>

「女子差別撤廃条約実施状況第9回報告書」に盛り込むべき事項について、意見公募で寄せられた主な意見

パラ	最終見解(2016年3月)の内容	各府省における取組状況	意見公募で寄せられた主な意見
35 (b)	さらに十分な保育施設の提供を確保する取組を強化すること	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「待機児童解消加速化プラン」に基づき、2013～2016年度の4か年で合計約40.7万人分の保育の受け皿拡大を達成。 ○ 2017年6月に公表された「子育て安心プラン」を前倒しし、2020年度末までに32万人分の保育の受け皿を整備することとしている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保育所待機児童解消のための施策(小規模保育・民間保育の増加、面積基準の緩和、保育士資格をもつ保育士の配置基準の緩和など)を正確に記述すること。公立保育所が減り続けている実態を報告すること。
35 (c)	職場でのセクシュアル・ハラスメントを防止するため、禁止規定と適切な制裁措置を盛り込んだ法整備を行うこと、及び妊娠や母親であることを理由とした差別を含む雇用差別の事例において女性の司法制度へのアクセスを確保すること	<ul style="list-style-type: none"> ○ 2018年6月に、「セクシュアル・ハラスメント対策の強化について」を決定し、政府を挙げて被害の予防・救済・再発防止を図ることとしている。 ○ 国家公務員に関しては、セクシュアル・ハラスメントの防止について、各省各庁の長の責務や職員の責務等を規定する人事院規則10-10を定めている。また、セクシュアル・ハラスメントの態様等によっては、国家公務員法に基づき、懲戒処分が付されることがある。 ○ 国家公務員に関しては、職員に対してセクシュアル・ハラスメント防止に関する意識啓発を実施している。 ○ 男女雇用機会均等法第11条において、事業主に対し職場のセクシュアル・ハラスメントの防止措置を義務づけている。 ○ 日本司法支援センター(法テラス)では、利用者からの問合せに応じて、雇用差別等を含む法的問題の解決に役立つ法制度や相談窓口等に関する情報を無料で提供している。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ セクシャルハラスメントを禁止する法整備がないことを正確に記述すること。政府高官によるセクシャルハラスメントの事案、その顛末、国会議員のジェンダー差別発言など報告すること。 ○ 企業は被害者が速やかに相談し、問題解決できるための対策を措置する義務を負う。また、セクシャル・ハラスメントをした者に対する罰則規定を設ける。 ○ 妊娠中及び産後1年を経過しない期間の解雇事例(件数)の報告。又、その件数中、被解雇者がマタニティ・ハラスメントであるとして、解雇無効を訴えた件数。
35 (d)	セクシュアル・ハラスメントに対する労働法及び行動基準の順守を目的とした労働査察を定期的に行うこと	<ul style="list-style-type: none"> ○ 2018年6月に、「セクシュアル・ハラスメント対策の強化について」を決定し、政府を挙げて被害の予防・救済・再発防止を図ることとしている。 ○ 都道府県労働局雇用環境・均等部(室)において、男女雇用機会均等法第29条に基づく報告徴収及び助言・指導等を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日本国民としては、国はまず「公益通報者保護法」についての名称改正(「公益通報者保護法」→「内部通報者等保護法」)又は単に「通報者保護法」を行い、ハラスメントなどの事態が法制度による支援を受けて適宜通報がなされていく環境を構築する必要があると考える。
35 (e)	雇用部門の調査を行うとともに、特に先住民やマイノリティの女性及び障害のある女性や移民の女性労働者に関するジェンダー統計を作成すること	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第4次男女共同参画基本計画の「Ⅳ 推進体制の整備・強化」において「男女の置かれている状況を客観的に把握するための統計(ジェンダー統計)の充実の観点から、業務統計を含む各種調査の実施に当たり、可能な限り男女別データを把握し、年齢別・都道府県別にも把握・分析できるように努める。」としており、ジェンダー統計充実を図っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 貧困の男女格差は大きいジェンダー統計がないため実態が把握できない。とくに無年金など、高齢女性の貧困問題は深刻である。災害が多発しているが被災状況の性別統計を整備すること。
35 (f)	締約国の女性家事労働者の状況について次回定期報告の中で情報を提供すること	<ul style="list-style-type: none"> ○ 性別にかかわらず、家事労働者については、 <ul style="list-style-type: none"> ・団結権、団体交渉権の保障(労働組合法) ・労災保険制度に任意加入した場合の労災補償(労災保険法)などの措置を講じている。 	
35 (g)	「雇用及び職業についての差別待遇に関するILO第111号条約」及び「家事労働者の適切な仕事に関するILO第189号条約(2011年)」の批准を検討すること	<ul style="list-style-type: none"> ○ 個々のILO条約について、条約を批准することの意義等を十分に検討し、批准することが適当と考えられるものについて、国内法制との整合性をきめ細かく確保した上で批准してきたところ、具体的には、労使が参加するILO懇談会において、条約を批准するにあたっての課題等について議論を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ ILO111号、175号、183号、189号条約の批准の検討状況及び批准の目的について報告すること。
37	委員会は、締約国が女性は男性よりも放射線に対して敏感である点を考慮し、放射線の被ばくを受けた汚染地域を避難区域の指定場所から解除することにより女性や女兒に影響を与える危険因子について国際的に受け入れられている知識と矛盾しないことを再確認するよう勧告する。委員会はさらに、締約国が放射線の影響を受けた女性や女兒(特に福島県内の妊婦)に対する医療その他のサービス提供を強化することを勧告する	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福島県民の中長期的な健康管理を可能とするため、国では、2011年度、福島県が創設した「福島県民健康管理基金」に782億円の交付金を拠出し全面的に県を支援している。福島県では、この基金を活用して、県民を対象に県民健康調査を実施し、外部被ばく実効線量の把握や健康状態を把握するための健康診査等を行っている。特に、妊産婦については妊産婦に関する調査を行うとともに、小児については、事故時に概ね18歳以下であった方を対象とした甲状腺検査が実施されている。また、この他に、個人線量計(ガラスバッジ等)の配布又は貸与や、ホールボディ・カウンタによる検査などを実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福島原発事故後の女性・少女の健康に対する施策、前回の委員会勧告および2018年UPR勧告の履行状況、特に区域外避難者に対する住宅支援の打ち切りに伴い脆弱な立場に立たされている女性への対応、女兒に対する低線量被曝の健康影響に対する施策の実施状況

「女子差別撤廃条約実施状況第9回報告書」に盛り込むべき事項について、意見公募で寄せられた主な意見

パラ	最終見解(2016年3月)の内容	各府省における取組状況	意見公募で寄せられた主な意見
39 (a)	刑法及び母体保護法を改正し、妊婦の生命及び／又は健康にとって危険な場合だけでなく、被害者に対する暴行若しくは脅迫又は被害者の抵抗の有無に関わりなく、強姦、近親姦及び胎児の深刻な機能障害の全ての場合において人工妊娠中絶の合法化を確保するとともに、他の全ての場合の人工妊娠中絶を処罰の対象から外すこと	○ 母体保護法においては、「暴行若しくは脅迫によって又は抵抗若しくは拒絶することができない間に姦淫されて妊娠したもの」だけでなく、「妊娠の継続又は分娩が身体的又は経済的理由により母体の健康を著しく害するおそれのあるもの」の要件を満たした場合には、適法に人工妊娠中絶を行うことができるとされており、かかる場合には墮胎罪(刑法212条)は成立しない。過去10年間、我が国において同罪で起訴された例はない。 ○ 母体保護法は、胎児の親として配偶者が有する権利を保護する趣旨に基づき、人工妊娠中絶を行うには原則として配偶者の同意が必要としている。 ○ しかし、配偶者が知れないとき若しくはその意思を表示することができないとき又は妊娠後に配偶者がなくなったときには、本人の同意だけで人工妊娠中絶が可能である。「配偶者が知れないとき」には事実上所在不明の場合も含まれ、また、「その意思を表示することができないとき」には事実上その意思を表示することができない場合も含まれる。	○ 刑法墮胎罪を削除することについて具体的な計画を示してください。母体保護法14条での人工妊娠中絶において配偶者の同意を求めている規定の削除について具体的な計画を示してください。 ○ 若年で臨まぬ妊娠、中絶をする例が多い。そして妊娠とともに、望まぬ退学を迫られる女子高生が多数いる。若年で出産した女性の貧困率は高く、子どもの貧困につながり、貧困の連鎖となる例が多い。
39 (b)	母体保護法を改正し、人工妊娠中絶を受ける妊婦が配偶者の同意を必要とする要件を除外するとともに、人工妊娠中絶が胎児の深刻な機能障害を理由とする場合は、妊婦から自由意思と情報に基づいた同意を確実に得ること		
39 (c)	女性や女兒の自殺防止を目的として明確な目標と指標を定めた包括的な計画を策定すること	○ 2017年7月に閣議決定された「自殺総合対策大綱」では、「『誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現』を目指す」という基本理念の下、「性犯罪・性暴力被害者等、困難を抱えた女性の支援を推進するため、婦人相談所等の関係機関と民間支援団体が連携したアウトリーチや居場所づくりなどの支援の取組を進める」としている。	
41 前段	委員会は、締約国が貧困撲滅と持続可能な開発を目的とした取組を強化することを要請する。委員会はまた、締約国が女性の世帯主、寡婦、障害のある女性、高齢女性のニーズに特別な注意を払うこと、及び彼女たちに最低生活水準を保証するため年金制度の改革を可能な限り検討することも要請する。	○ 第4次男女共同参画基本計画では、「障害があること、日本で生活する外国人であること、アイヌの人々であること、同和問題等に加え、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合については、人権尊重の観点からの配慮が必要」であり、「男女共同参画の視点に立ち、様々な困難な状況に置かれている女性等が安心してくらせる環境整備を進める」としている。	○ 就労時の賃金格差等による男女の年金格差が大きく無年金・低年金の女性が多いことを示すデータと対策。 ○ 障害をもつ女性、シングルマザー、高齢女性のそれぞれについて、生活実態、特有のニーズ、ジェンダーに配慮した政策の詳述。 ○ 高齢女性の貧困化について、年齢別性別生活保護受給状況、年齢別性別年金受給状況を記載して男女格差を示す。医療費値上げ、介護保険制度改定による影響。
41 後段	委員会はさらに、締約国が「災害弔慰金の支給等に関する法律」を見直し、男女共同参画の視点を組み入れることを勧告する。	○ 災害弔慰金については、災害により死亡した者の遺族に対して支給するものであり、その際、生計維持者の判断において、男女で区別することをしていない。 ○ 災害援護資金については、自然災害により、住居、家財等に相当程度の被害を受けた世帯の世帯主に対して貸付けをするものであり、その際男女の区別なく、貸付けを行っている。	
43 前段	委員会は、締約国が農山漁村女性の政策形成への参画を制約する全ての障壁を取り除くこと、	○ 「食料・農業・農村基本計画」(2015年3月閣議決定)において、女性農業者の農業委員及び農業協同組合の役員等への登用を推進する旨が盛り込まれたことや、2016年4月施行の改正農業委員会等に関する法律(1951年法律第88号)及び改正農業協同組合法(1947年法律第132号)において、農業委員会の委員、農業協同組合の役員について、年齢及び性別に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない旨の規定が置かれたことを受けて、農山漁村における政策方針決定過程への女性の参画拡大を促進するため、関係団体主催による女性農業委員等を対象とした研修会での説明や改正農業協同組合法に係る説明会の開催、女性の登用状況の調査・公表、女性の登用促進に向けた推進活動等を実施した。	○ 農業を含む自営業の家族従事者(大多数が女性)による労働報酬が正当に評価されない所得税法56条の見直し(第4次計画にも明記)の進捗状況。 ○ 農業を含む自営業、自営業の家族従事者(大多数が女性)、非正規労働者の多くが加入する国民健康保険では傷病手当、出産手当が制度として保障されていないことの改善策。 ○ 農村における家族経営協定の締結状況と、締結が進まない理由。 ○ 農山漁村女性の意思決定参加の進捗が遅い理由の分析と対策。

「女子差別撤廃条約実施状況第9回報告書」に盛り込むべき事項について、意見公募で寄せられた主な意見

パラ	最終見解(2016年3月)の内容	各府省における取組状況	意見公募で寄せられた主な意見
43 後段	及び家族経営における女性の労働を評価し、女性の経済的エンパワーメントを促すため、所得税法の見直しを検討することを要請する。	○ 所得税法56条については、そもそも性別を問わず適用されるものであり、「女性の経済的自立を妨げる影響がある」とのご指摘はあたらないものと考えている。	社会保障(1件) ○ 女性の人権及び基本的自由の行使を阻害する貧困を再生産する税・社会保障など制度を世帯単位から個人単位とすること ※43前段参照
45 前段	委員会は、締約国が全てのレベル、特に地方のレベルで災害に関連する意思決定や復興過程への女性の参画を加速することを勧告する。	○ 「避難所運営ガイドライン」(2016年4月)において、女性自身の視点から、避難所運営を実施するために、避難所運営委員会への女性の参画を促すことについて記載。 ○ 2013年5月に「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」を作成・公表し、地方自治体団体が取り組む際の基本的事項を示した。第4次男女共同参画基本計画においては防災分野を独立した重点分野とし、「予防、応急、復旧・復興等のすべての局面において、女性が重要な役割を果たしていることを認識するとともに、防災・復興に係る意思決定の場に女性が参画し、リーダーとして活躍することを推進する」等、男女共同参画の視点に立った防災・復興体制を確立することとしている。2016年6月に「男女共同参画の視点からの防災研修プログラム」を作成し、地方自治体職員における男女共同参画の視点からの災害対応への理解を進めているほか、2017年3月、2016年熊本地震における地方公共団体等の対応状況や男女共同参画の視点から分析・検討し、今後の防災施策における課題等を明確にすることとして、「男女共同参画の視点による平成28年熊本地震対応状況調査」を作成・公表した。 ○ 2012年11月以降、男女共同参画の視点から復興に資する事例集の作成・公表。 ○ 被災地等において、復興における男女共同参画の視点浸透のためのシンポジウムを開催。 ○ 2015年4月以降、継続して女性消防吏員を増やす取組を実施。2018年3月には「消防庁女性活躍ガイドブック」を公表。Facebook「総務省消防庁～女性活躍～」ページによる女性消防吏員の活躍や採用に関する情報を紹介。 ○ 女性消防団員募集を促進するためのウェブサイトにより、ロールモデルの紹介等を実施。 ○ 「自主防災組織の手引」(2017年3月)において、防災活動における女性の参画の重要性や性別による役割分担の固定化を防ぐ等記載。	防災・復興(5件) ○ 防災・復興にかかわる政策や方針の決定の場への女性の参加を引き上げ、ジェンダー視点をとり入れること。被災者のなかでも経済的基盤が脆弱な女性や障害者の生活再建支援の抜本的拡充策をもちこむこと。
45 後段	締約国はまた、災害リスクの削減や復興対策だけでなく、全ての持続可能な開発政策に男女共同参画の視点を取り入れるための取組も継続すべきである。	○ 先進国を含む全ての国が取り組む世界共通の目標である持続可能な開発目標：SDGsの達成に向け、日本政府としての実施指針を策定している。 ○ 当該実施指針においては、「国際社会における普遍的価値としての人権の尊重と、ジェンダー平等の実現及びジェンダーの視点の主流化は、分野横断的な価値としてSDGsの全てのゴールの実現に不可欠なものであり、あらゆる取組において常にそれらの視点を確保し施策に反映することが必要」としている。	○ 政府は、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の実施過程を通して、国内における、実質的な男女共同参画の実現がどのように進んできたかを、SDGs実施指針、SDGsアクションプラン、国連における自発的国別レビュー(VNR)等に言及しながら、具体的に述べるべきである。
47	委員会は、締約国がアイヌの女性、同和地区の女性、在日韓国・朝鮮人の女性などの先住民族や民族的マイノリティの女性とともに障害のある女性、LBTの女性及び移民女性が経験している、健康、教育、雇用へのアクセス及び公的活動への参画とともに健康・教育サービスや職場での経験においても影響を与える、複合的かつ交差的な形態の差別を解消するための努力を積極的に行うことを要請する。	○ 政府においては、性的指向や性自認を理由として困難な状況に置かれている場合や、障害があること、日本で生活する外国人であること、アイヌの人々であること、同和問題等に加え、女性であることで更に複合的に困難な状況に置かれている場合について、人権尊重の観点から人権教育・啓発を進めている。 ○ また、夜間中学が設置されている8都府県においては、義務教育未修者に加えて、外国籍の者などに対して教育の機会が保障されており、政府においてもその設置推進・充実に努めている。	31(c)を参照

「女子差別撤廃条約実施状況第9回報告書」に盛り込むべき事項について、意見公募で寄せられた主な意見

パラ	最終見解(2016年3月)の内容	各府省における取組状況	意見公募で寄せられた主な意見
49	(a) あらゆる形態の夫婦財産の分与を規律し、離婚を考えている配偶者が遵守することができる明確に定義された手続を有する包括的な法律を制定すること	○ 協議上の離婚の場合の財産分与については民法第768条に規定されており、裁判上の離婚の場合の財産分与にも、同条第771条により同法第768条が準用されている。同条は、対象となる財産の形態について何らの制限をしていない。また、同条第2項は、当事者間に協議が整わない場合には、当事者は、家庭裁判所に対して協議に代わる処分を請求することができることと規定しており、手続についても明確に定められている。	
49	(b) 離婚を考えている女性が配偶者の経済状態に関する開示を要求し、これを取得できるようにするための情報へのアクセスを保証すること	○ 一般に、家事調停又は家事審判を申し立てた場合には、調査の嘱託等(家事事件手続法第258条第1項、第62条)を利用して、銀行等に対し、関係人の預金等に関して必要な報告を求められることができるものとされている。	
49	(c) 子どもの親権と養育権を規律する法律を見直し、当事者が離婚の合意に至った場合の司法審査手続を規定し、養育費の支払を通じて経済的ニーズを含む子どもの福祉の保証を確保すること	○ 養育費の履行を確保するため、法制審議会による「民事執行法制の見直しに関する要綱」の答申を踏まえ、第三者から債務者財産に関する情報を取得する制度を新設するなど民事執行法制の見直しを速やかに行う。	
50	委員会は、締約国に本条約の選択議定書の批准を奨励する	○ 個人通報制度については、条約の実施の効果的な担保を図るとの趣旨から注目すべき制度であると考えられる。女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の選択議定書については、第4次男女共同参画基本計画においても「女子差別撤廃条約の選択議定書については、早期締結について真剣に検討を進める」としている。 ○ 同制度の受入れに当たっては、我が国の司法制度や立法政策との関連での問題の有無や同制度を受け入れる場合の実施体制等の検討課題があると認識しており、同制度の受入れの是非については、現在、各方面から寄せられている意見も踏まえつつ、真剣に検討を進めているところである。	9(c)を参照
51	委員会は、本条約の規定を履行する取組に当たり「北京宣言及び行動綱領」を活用することを締約国に要請する。	○ 第4次男女共同参画基本計画の「第12分野 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献」において「女子差別撤廃条約を始めとする男女共同参画に関連の深い各種条約、北京宣言及び行動綱領等女性の地位向上のための国際規範・基準、女子差別撤廃委員会や国連婦人の地位委員会等の国際会議における議論や、持続可能な開発のための2030アジェンダ等の新たな国際的な潮流も踏まえ、幅広く国民の理解を深めるための情報提供や、取組等を積極的に行い、国内の施策に展開することにより、女子差別撤廃条約の積極的遵守等に努める。」としている。	
52	委員会は、本条約の規定に従い、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」を実施する過程を通して実質的な男女共同参画の実現を要請する。	○ 先進国を含む全ての国が取り組む世界共通の目標である持続可能な開発目標：SDGsの達成に向け、日本政府としての実施指針を策定している。 ○ 当該実施指針においては、「国際社会における普遍的価値としての人権の尊重と、ジェンダー平等の実現及びジェンダーの視点の主流化は、分野横断的な価値としてSDGsの全てのゴールの実現に不可欠なものであり、あらゆる取組において常にそれらの視点を確保し施策に反映することが必要」としている。	45後段参照

「女子差別撤廃条約実施状況第9回報告書」に盛り込むべき事項について、意見公募で寄せられた主な意見

パラ	最終見解(2016年3月)の内容	各府省における取組状況	意見公募で寄せられた主な意見
53	<p>委員会は、本条約の規定を計画的かつ継続的に履行する締約国の義務を想起する。委員会は、今回の最終見解及び勧告の実施を現在から次回の定期報告提出までの優先課題とすることを締約国に要請する。委員会は、したがって、最終見解を十分に実施できるよう、全てのレベル(国、広域、地方)の関連する国の機関、特に政府、省庁、国会両院及び司法に対し、締約国の公用語により、時宜を得た最終見解の周知を要請する。委員会は、経営者団体、労働組合、人権団体及び女性団体、大学及び研究機関、メディアなど、全ての関係者との連携を締約国に奨励する。委員会は更に、地域社会のレベルで最終見解の実施を可能とするため適切な形で最終見解の周知を行うよう勧告する。加えて、委員会は、本条約(CEDAW)、本条約の選択議定書及び法体系並びに委員会の一般勧告を全ての関係者に対し継続して周知することを締約国に要請する。</p>	<p>○ 第4次男女共同参画基本計画の「第12分野 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献」において「女子差別撤廃条約を始めとする男女共同参画に関連の深い各種条約、北京宣言及び行動綱領等女性の地位向上のための国際規範・基準、女子差別撤廃委員会や国連婦人の地位委員会等の国際会議における議論や、持続可能な開発のための2030アジェンダ等の新たな国際的な潮流も踏まえ、幅広く国民の理解を深めるための情報提供や、取組等を積極的に行い、国内の施策に展開することにより、女子差別撤廃条約の積極的遵守等に努める。」としている。</p> <p>○ 特に、女子差別撤廃条約に関しては、我が国は、本条約、我が国政府報告及び委員会からの最終見解、委員会の一般勧告等を、外務省及び内閣府ウェブサイトに掲載し、広報に努めている。今回の報告審査に関しても、広報誌での記事の掲載、一般国民向けの情報・意見交換のための会合等を実施し、周知に取り組んでいる。</p>	<p>○ 2016年に公表された最終見解の周知の方法について、就任(職務継続)承諾書の一部として、特別公務員を含む全員に、CEDAWの最終見解を実施する誓約書に署名を求める</p>
54	<p>委員会は、9つの主要な国際人権文書を締約国が遵守することによって、活動のあらゆる面において女性の人権及び基本的な自由の享受が推進されることに留意する。委員会は、したがって、締約国が「全ての移住労働者とその家族の権利の保護に関する国際条約」の批准を検討することを奨励する。</p>	<p>○ 移住労働者及びその家族の権利の保護を図ろうとする本条約の理念そのものは理解している。一方、同条約が移住労働者に対して、国民や移住労働者以外の外国人に対して保障する以上の権利を保障する内容となっていることを含め、平等原則、我が国の国内諸制度などとの関係の観点から、同条約の締結については、十分に慎重な検討を要する。</p>	

その他の意見募集結果
<p>○ 大学の医学部の入試において、女子受験者に対する不当な減点が行われていたことが明らかになりました。女性であることを理由に入試の点数を操作して入学しにくくすることは、明らかに女子差別撤廃条約に違反する行為です。大学医学部の入試における不正をただし、女子差別を撤廃すべきです。</p> <p>○ 医学部合格者決定に際し、固定的な性別役割を前提とし、男女に異なる合格基準を採用している複数の大学が存在することが2018年に判明したことを踏まえ、その是正のための国が実施する具体的な施策</p>
<p>○ 最大の人権侵害である戦争のない世界へ、国連憲章の平和の精神を徹底した日本国憲法第9条を実践する立場にたつこと。憲法違反の安保関連法(戦争法)を廃止し、平和外交に徹することを明記すること。</p>
<p>○ 2005年の小泉内閣の時代に「皇室典範に関する有識者会議」が設置され、安定的で望ましい皇位継承のための方策について検討された。その報告書では、「今後における皇位継承資格については、女子や女系の皇族に拡大することが適当である」と書かれていた。これに対する現政権の見解を明らかにすべきである。</p>